第574号
2022年 5月号

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第78回 理事会の焦点

特例的に新規許可を認める通達が発出

開催日時 4月14日（木） 午後2時
場　所 日個連会館
決議事項
①令和4年度事業計画承認の件
②令和4年度収支予算承認の件
③セーフティドライバー・コンテスト参加に関する件
④個人タクシー事業者研修会の書面開催による実施の件

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について「個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組のパッケージ案として、特例的に新規許可を認める通達が3月31日付けで出されました。今月半ばには東京都の令和4年度分新規許可枠数が出てくると思われます。実際に動き出すと様々な問題が出てくるかもしれませんが、その都度国交省と話し合って解決していきたいと思います。またパッケージとして組織のスリム化や運営の効率化、利便性の向上等、私たちが取り組まなければならない問題が多くあります。これらについても、皆さんと一緒に考え、取り組んでいきたいと思います」と挨拶の後、理事会開催となりました。

セーフティドライバー・コンテスト参加について

警視庁主催のセーフティドライバー・コンテストは、交通安全意識の更なる普及・浸透を図るとともに、悲惨な交通事故を一件でも減らし、「世界一の交通安全都市ＴＯＫＹＯ」を目指すものとなっています。実施期間は7月1日から12月31日までの6カ月間。当協会は毎年コンテストに参加をしており、今年度は１３０組６５０名が参加します。期間中はもちろんのこと、日頃より無事故・無違反を目標に、安全運転に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

事業者研修会の書面開催による実施について

期限更新者を対象として開催している個人タクシー事業者研修会について、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年12月1日付けから令和4年12月1日付け期限更新者対象の研修会までが書面開催となっています。

さらに令和4年秋には令和5年6月1日付け期限更新者対象の研修会の開催時期を迎えますが、現時点においても新型コロナウイルス感染症の新たな感染者が発生していることから、引き続き、感染の再拡大を招かないよう、会場での開催を避け、書面にて開催することとしました。対象事業者は配付される研修資料の内容をしっかり確認してください。

決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況（令和4年4月1日現在）
許可事業者数　10,526名（前月比 −60名）
（特別区、武三10,139名　北多摩147名　南多摩240名）
傘下事業者数　10,163名（前月比 −91名）
（特別区、武三9,782名　北多摩144名　南多摩237名）
※集計方法は運輸行政と異なります。

発行者　一般社団法人東京都個人タクシー協会　教育広報委員会　東京都豊島区南大塚1-2-12　日個連会館5階　(03) 3947-1461　http://www.kojintaxi-tokyo.or.jp/

令和4年度事業計画書　一部抜粋

Ⅰ.安全輸送を確保するために必要な事業

「事業用自動車総合安全プラン2025」の人身事故等の削減目標達成へ向けた輸送の安全確保の取り組み及び安全運行指導員制度の推進による安全輸送体制の確立とともに、定期健康診断受診の徹底・再診者に対する指導の強化並びに「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用した総合的健康管理による健康起因事故の撲滅。

Ⅱ.サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1.良質な輸送力の確保対策について

関係法令・通達・取扱基準等の知識習得及び公共輸送事業者として信頼に応える責務と自覚、並びに接客サービス向上、適正営業、交通事故防止、健康管理対策を行うための許可期限更新時の事業者研修会の実施、さらに個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージ案の強力な推進。

2.利用者へのサービス向上対策について

新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用、手洗い、車内消毒、車内換気等の徹底による安全な輸送サービスの提供並びに感染拡大収束後を見据えた国内外の利用者への対応の検討。

3.街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

優良タクシー乗り場への不正入構、マスターズ制度における不正表示、飲酒・酒酔い又は酒気帯び運転、無免許運転、無車検運行、タクシーメーター検定不受検等、個人タクシー事業者としてあるまじき行為の撲滅。

4.行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動について

5.事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

6.一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

Ⅲ.事業者の相互扶助を図るための共済事業

共済制度の円滑な運営の推進、全国国民年金基金への加入促進。

Ⅳ.事業者のために行う関係官庁等への事務代行事業

新規許可・譲渡譲受認可申請等の事務取扱要領集の作成。

Ⅴ.その他

タクシー特定地域協議会、準特定地域協議会における適正化及び活性化に関する諸施策への積極的な取り組み。

以上、事業者の一人ひとりが危機感を共有し、個人タクシーブランドを守るための使命を果たすべく、一路邁進して頂きたいと切に願います。

令和4年度収支予算書

令和4年5月1日から令和5年4月30日まで
(単位:円)

科　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受取登録料	300,000	300,000	0
受取会費	214,922,000	225,723,000	△ 10,801,000
会員受取会費	113,430,000	119,130,000	△ 5,700,000
代務者受取共済拠出金	2,000	3,000	△ 1,000
上部団体受取会費	101,490,000	106,590,000	△ 5,100,000
事業収益	6,630,000	4,788,000	1,842,000
研修事業収益	5,850,000	3,990,000	1,860,000
代行事業収益	780,000	798,000	△ 18,000
雑収益	251,000	497,000	△ 246,000
受取利息	1,000	3,000	△ 2,000
雑収益	250,000	494,000	△ 244,000
経常収益計	222,103,000	231,308,000	△ 9,205,000
(2)経常費用			
役員報酬	10,229,000	8,524,000	1,705,000
給料手当	49,224,000	49,942,000	△ 718,000
退職給付費用	2,813,000	2,340,000	473,000
法定福利費	9,000,000	9,000,000	0
福利厚生費	600,000	700,000	△ 100,000
会議費	4,942,000	7,574,000	△ 2,632,000
旅費交通費	13,116,000	16,805,000	△ 3,689,000
通信運搬費	2,844,000	3,208,000	△ 364,000
減価償却費	4,609,000	4,609,000	0
報奨費	600,000	1,600,000	△ 1,000,000
什器備品費	200,000	200,000	0
消耗品費	800,000	1,000,000	△ 200,000
会場費	1,440,000	1,440,000	0
委託費	2,220,000	3,780,000	△ 1,560,000
修繕費	50,000	50,000	0
印刷製本費	10,072,000	11,849,000	△ 1,777,000
賃借料	8,570,000	8,570,000	0
清掃費	186,000	186,000	0
光熱水料費	550,000	550,000	0
リース料	890,000	630,000	260,000
ソフト費	1,500,000	1,000,000	500,000
表彰費	1,162,000	1,442,000	△ 280,000
共済給付金	8,500,000	9,000,000	△ 500,000
花環代	1,275,000	1,350,000	△ 75,000
対外活動費	200,000	200,000	0
広告宣伝費	537,000	2,037,000	△ 1,500,000
新聞図書費	400,000	450,000	△ 50,000
諸負担金	500,000	520,000	△ 20,000
顧問料	570,000	570,000	0
慶弔費	100,000	100,000	0
交通支援賛助金	100,000	200,000	△ 100,000
租税公課	20,000	20,000	0
上部団体会費	101,490,000	106,590,000	△ 5,100,000
雑費	100,000	100,000	0
経常費用計	239,409,000	256,136,000	△ 16,727,000
当期経常増減額	△ 17,306,000	△ 24,828,000	7,522,000
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 17,376,000	△ 24,898,000	7,522,000
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	△ 17,376,000	△ 24,898,000	7,522,000
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	△ 17,376,000	△ 24,898,000	7,522,000

「個タク特例新規許可」通達

「特例新規」フル活用でも2000人以上の減少に

引き続き、譲渡譲受の強力な推進を!

個人タクシーを応援する議員連盟の先生方のご尽力により、昨年12月7日の第13回議連総会で国交省が表明した「個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージ案」について、特例的に新規許可を期間限定で認める内容の関係通達が発出されました。

今後においては、同取組パッケージ案で示された運営の効率化、利便性の向上等への取り組みとともに、コロナ禍対策及び高齢化対策としての特例的な新規許可枠について、十分に活用することが求められます。主な内容は左記のとおりです。

①令和2・3年度に廃業した75歳未満の事業者数を5か年で按分した件数を、令和4年度から5年間新規許可を行う。

②令和4・5年度に廃業した75歳以上の事業者数を5か年で按分した件数を、令和6年度から5年間新規許可を行う。

③地理試験免除要件の離職期間の合計上限を30日→60日、45日→90日に延長する。

④死亡後譲渡申請において、相続人全員の同意は申請後に得られればよいこととする。

⑤死亡後譲渡人の資格要件のひとつである「年齢が65歳未満で傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者」の「傷病等」に「譲渡人が死亡した場合を含む」こととする。

⑥期限更新時において、75歳未満の事業者も営業の支障の有無に係る医師の所見を求める。

なお、①②の新規許可は、各年度において参入枠に残余がある場合は翌年に繰り越し（最終年を除く）、超える場合はくじ引きになります。

①に基づく令和4年度分の新規許可枠として特別区武三地区139個、北多摩地区2個（端数は初年度に加算）と公示され、申請時期は9月の1ヶ月間となりました。申請は申請後試験受験者及び事前試験合格者のいずれでも可で、申請についての処分は令和5年3月中に行われます。

今後の個人タクシー事業者数の推移について、当協会で「特例新規許可枠適用シミュレーション」を特別区武三地区を対象に2種類作成いたしました。

あくまで試算ではありますが、令和3年度（4月30日の年度末現在を推定）の年間減少者数668人（譲渡・廃止・定年・死亡・退会）に対し、新規参入者230人（譲渡・入会）で、年間の実質的な減少は438人。令和3年度末の所属事業者数98588人という状況から、

①特例新規許可枠を全数活用し、かつ、譲渡譲受数を引き続き例年通り確保した場合で、7年後の事業者数は2155人減の7703人まで減少

②従来の譲渡譲受数が特例新規許可に流れ、新規参入者総数が令和3年度と実質的に毎年同数だった場合、7年後には3080人減の6778人にまで減少する結果となりました。

特例新規許可枠を十二分に活用してもなお個人タクシー事業者数の減少傾向に変わりがないことをご理解ください。

法人タクシー運転者数も大きく減少している状況において、個人タクシー新規参入者を確保することは簡単なことではありませんが、個人タクシー存続のため、法人タクシー運転者への個人タクシーの魅力発信、譲渡譲受認可申請のなお一層の推進についても、引き続きご協力をお願い申し上げます。

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

（件）

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和4年2月	1	0	0	1

訃報　＊3月

氏名	所属団体	享年	病名
市川　泉	（東個協・足立第二）	72	胆管癌
平木　志朗	（都営協・事業団）	73	肝臓癌
荻島　守	（都営協・第一事業団）	68	不明
澤田　三朗	（都営協・自交総連）	70	虚血性心疾患

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告90

【道路・橋等】

地図	名称	概要	変更日
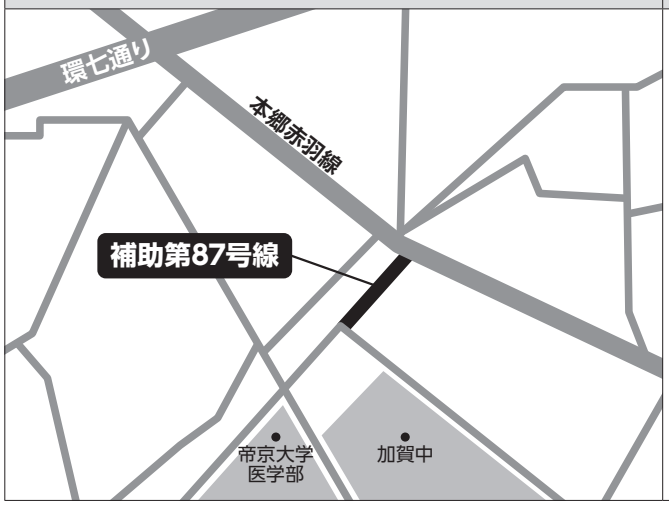	都市計画道路 補助第87号線 （北区上十条3丁目～板橋区加賀2丁目）	十条駅周辺地域は狭隘道路が多く、地域の防災・交通安全・居住環境等の面からも欠かせない都市計画道路が開通した。 2022地図 P91-K-6	令和4年3月

警視庁主催

高齢タクシードライバー交通安全教室

春の全国交通安全運動の実施に合わせて、4月13日（水）午後1時より、「高齢タクシードライバー交通安全教室」が開催されました。世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、個人タクシー事業者15名が参加し、テストコースにおける実技と座学等を通して安全運転の基本を再確認しました。

実技講習では、自分の車に乗り、スラローム走行を行いながら運転をする感覚が若い頃とどれほど異なるかを感じた後、時速40キロで走行し、合図と同時に急ブレーキを踏む、という体験を行いました。

担当教官からは「皆さんはプロドライバーということもあり、速度管理はしっかりされていましたが、残念ながら急ブレーキが出来なくなっていると感じたのではないでしょうか。これは、皆さんのブレーキの踏み込みの力が弱まってきている証拠です。急ブレーキを踏むような運転をしないこと、普段から余裕を持った運転をすることを心がけて下さい」と年齢に合った危険予測の大切さについて説明がありました。

また座学講習では、右折時事故の危険性について、「右折する側」「右折される側」から考える危険の予測について話し合いました。

最後に交通安全対策第一係神係長より「この講習は経験豊富な皆さんにとって再認識の場です。ハンドルさばき、スピード感覚、何か起きた時の急ブレーキ、そういった実技を通して、今の自分の立ち位置を認識していただけたと思います。これから仕事に戻られてからも、歩行者や自転車の飛び出し等の危険予測をして、スピードを控え、車間距離をあける等を心がけて下さい。そして、無事故・無違反を続けて、今後の仕事に勤めて下さい」と講評をいただくと、教室は終了しました。

「『若い頃と違う』という部分を自覚していただきたい」と話す川嶋交通安全担当管理官

参加者の声

東個協・豊島支部
若山 清さん

年を重ねて感じるのは動体視力が弱っていること、また若い頃と比べると疲れやすくなっていることも感じます。そのため、乗務の際には以前よりもスピードを抑え、慎重さでカバーして安全運転を心がけています。教官の方のおっしゃる通りで、衰えを自覚した運転をすることが大事だと思います。

今回は講習を受けてみて、思っていた以上に急ブレーキが出来ないということが分かりました。日頃から危険予測をした運転をしていますが、この体験したことで、さらに急ブレーキを踏むような運転はしないという気持ちを強く持ちなおすことが出来ました。